

【書評】

熊本 一規, 辻 芳徳 共著
『がれき処理・除染はこれでよいのか』を読む

緑風出版, 2012年6月, 200頁

高橋 源一郎

「3・11」以降, 頻繁に目にし, 耳にすることになったことばに, 「がれき処理」「除染」と呼ばれるものがある。では, 「がれき処理」「除染」とはなんのことだろう。そういわれると, なんとなく, 震災で壊れた建物の残骸を処理することなのかな, とか, 汚染された土地の放射能を除去することなのかな, というところまではわかるのだが, それ以上のことはわからない, というのが一般的な常識ではないだろうか。しかし, この「一般的な常識」に, 大きな落とし穴があることを, 著者はこの本の中で綿密に指摘していく。

まず, 目につくのが, 目次だ。「第1章 がれき処理とその仕組みづくり」, 「第2章 がれき焼却は放射能汚染をもたらすか」, 「第3章 放射性物質を汚染循環に入れる愚策」と, そもそもなにが問題であるかを, 著者はわかりやすく説明してく。

第1章では, 震災で生じた岩手県・宮城県のがれきを他県で受け入れる, いわゆる「広域処理」の問題が詳細に論じられている。実際, 震災によって生じたがれきは, ふつうの廃棄物なのか, それとも産業廃棄物に準じるのか。膨大な震災がれきは, 本来なら産廃なのに, 非常時故に一般廃棄物として処理されることになったのだ。そして, 様々な特例が設けられ, 様々な矛盾が生じた。

第2章では, がれき焼却が放射能汚染をもたらすか, という大きな問題を論じている。実は, 震災がれきに放射性物質が含まれていた場合, セシ

ウムを除去することはできないのである。

第3章では, 放射性廃棄物がどのように処理されてきたかが詳細に説明される。その上で, 著者は, 「震災がれきの処理にあたり, 国が採用した『放射性セシウム濃度八〇〇〇ベクレル/kg』という基準値は IAEA 安全指針に反している」と批判する。それは, 「本来, 放射性廃棄物として処理しなければならない震災がれきを廃棄物処理上の『通常の廃棄物』として処理するために行われた」のだ。さらに, その上, 一般廃棄物や産業廃棄物が, いかにも汚染を招いているかという恐るべき現実を, 著者は明らかにするのである。ここまでが, この本のテーマである「がれき処理・除染」の問題点に関するプロローグとっていいだろう。

第4章「誰のための広域処理か」では, いわゆる「全国広域処理」の問題点が, わかりやすく, 明快に書かれている。

最初に, 著者が書いているように「震災がれき」に関する「全国的広域処理」は, そもそもの出発点が間違っていたのだ。「『処理の大原則』は, 拡散ではなく集中だからである」。また同時に「国の進めている放射性物質を拡散し希釈する政策は, 放射性物質に関して国際的に合意されている『希釈禁止の原則』にも反している」。では, なぜ, このような, 廃棄物処理の原則にも, 放射性物質の「希釈禁止の原則」にも反した政策が行われてしまったのか。

ここで、著者は、国の政策の変更について調べはじめる。驚くべきことに、「東日本大震災の直後、国は、『国の代行』や『広域処理』はまったく考えていなかった」ことがわかるのである。そして、2011年5月8日の仙谷官房副長官の発言以来、突如として、国は「全国広域処理」へ邁進する。そして実際には「国の代行」ではなく「県の代行」によって、「全国広域処理」として「地元処理」が行われることになった。ここで、新たな問題となったのが、それを受けたのが大手ゼネコンを中心とした建設会社だったことだ。そもそも「がれき処理の技術も経験も持っていない」大手ゼネコンが、震災がれきの処理を受託できることになった経緯に、著者は大きな疑問を抱き、このように指摘する。

「仙谷由人氏は、電力会社の意を受けて原発再開を主導していることに示されるように、民主党の中でも最も産業界の意向を受けて動く政治家として知られる。その仙谷氏が言い始めたことも、『国の代行』が大手ゼネコンや産廃処理業者からの要請を受けて設けられた制度であることを裏付ける」

実際、「震災がれきの処理に巨額の税金が投入されることが決まることに伴い、巨大ながれき利権が誕生したのである」

では、「震災がれきは、誰がいかにか処理すべきだろうか」。著者は、続く、第5章「地元主体・被災者救済の復興を」では、その問題をとりあげ、提案として、こう主張している。

- (1) 放射性廃棄物を従来の基準、100 ベクレル/kgに基づき、放射性廃棄物かどうかを決める。
- (2) その上で、基準を上回る「放射能がれき」は、放射性廃棄物として扱い、処理の原則に従い、「集中」し、埋設して封じ込める。
- (3) もっとも適当な埋設場所は「福島第一原発」周辺である。

だが、この考えは、国が主張する「除染を実施して住民の帰還をめざす」方針とは対立する。

著者は、国の除染方針や除染スケジュールを吟味した上で、それは、実際には除染ではなく、放射性物質が移動するだけの「移染」にすぎないと指摘する。(チェルノブイリの経験を有し)「汚染」先進国のヨーロッパでも、その効果については懐疑的だ。そして、さらに、大きな問題は、「がれき利権」をはるかにしのぐ巨額の「除染利権」の発生だ。かつて「原発利権にあずかった者たちが、いま除染利権にあずかっているのであり、原子力村の『焼け太り』、あるいは『マッチポンプ』』というしかないのである。

ここで、著者は、チェルノブイリと福島を比較する。チェルノブイリでは「年間被曝量一〜五ミリシーベルトの地域においては住民が『避難の権利』を持つ」ものとした。それ以上の年間被曝量の地域では強制的に避難・移住させられたが、いずれにしても補償と援助を与えた。現在の国の施策は、除染を優先し、それ故復興資金は、被災者ではなくゼネコンに落ちるシステムになっているのである。また、帰還が積極的に推進されているのも、帰還が不要なら除染も不要になってしまうからだ。つまり『帰還推進』が『がれき利権』と『除染利権』を支える構造ができてしまったのである。

では、どうすればいいのか。著者は、次のようなアイデアを提案している。

- (1) セシウム137やストロンチウム90を吸収する菜種を栽培し、その種子から油をとる。
- (2) 放射性物質は種子に蓄積するが、その種子から採取した油はほとんど汚染されていない。放射能は最終的にはバイオガスを作ったあとの排水に残るのだが、これを吸着剤で吸着し、永久保管する。

この菜種を利用するプロジェクトを筆頭とする「農水産物による浄化」を、ゼネコン主体の除染

に代わって、放射能汚染対策の柱にすること。

「国の復興政策に替えて、それらの政策を実現できるか否か。それは、明治以来続いてきた、官僚や大資本などの特権層のための政治を変革できるか否かの鍵を握る大問題であり、その成否に日本の未来がかかっているといっても過言ではないのである」

震災と原発事故後、様々な問題を抱え込み、解決の目処さえ立たないいま、的確な知識と情報、そして解決策を、著者は提示している。